

一般社団法人スマートライフ教育研究所 会員規約

第1章 総則

(目的) 第1条

1. 本会員規約（以下「本規約」という。）は、一般社団法人スマートライフ教育研究所（以下「当法人」という）が設置する会員制度（以下「本制度」という。）を利用する会員（第2条に定義する。）の遵守事項および会員と当法人との間の権利義務その他法律関係を定め、織学およびスマートライフデザイン学（SLD）の研究・教育・普及に資することを目的とし、会員と当法人との間の本制度の利用に関わる一切の関係に適用される。

2. 会員は、本規約に同意をしたうえで、本規約の定めに従って本制度を利用することとし、本制度を利用することにより本規約に同意したものとみなされる。

3. 本制度に関して会員と当法人との間で別途合意した契約書、規約、覚書等（以下、総称して「個別契約」という。）に規定する内容は、会員との間で本規約の一部を構成するものとする。本規約における本規約への言及は個別規約をも対象に含むものとし、本規約と個別契約の規定が相互に矛盾または抵触するときは、個別契約の内容が本規約に優先して適用されるものとする。

(定義) 第2条

1. 本規約における「会員」とは、当法人の趣旨に賛同し、所定の手続を経て登録された者をいう。

2. 本制度は、当法人定款に定める社員とは異なる任意参加の制度であり、議決権その他定款上の権利を付与するものではない。

(理念との関係) 第3条

会員は、当法人が掲げる織学およびスマートライフデザイン学（SLD）の理念を尊重し、当法人の活動の趣旨を理解した上で本制度を利用するものとする。

第2章 会員の種類

(会員区分) 第4条

会員制度は、次の区分による。

- (1)研究会員 年額 300,000円（税別）
- (2)賛助会員
 - ①年商1,000億円以上の法人：年額 50,000円（税別）
 - ②年商10億～1,000億円未満の法人：年額 30,000円（税別）
 - ③その他企業・団体・学校法人・個人：年額 10,000円（税別）
 - ④その他、当法人の理事会の決議により設けられたもの

第3章 会員の権利

(会員の提供価値) 第5条

会員は、次の各号の権利を有する。ただし、研究会員以外の会員は、第1号の権利を有しない。

- (1)研究成果・レポート等（以下「研究成果等」という。）へのアクセス
- (2)当法人が主催する講演会・公開講座・カンファレンス等への参加
- (3)MIRANOWAバッジ（賛助会員は3セット）
- (4)名刺等へのロゴ使用（事前承認制）
- (5)年次報告書の提供

(権利譲渡等) 第6条

1. 会員は、当法人の事前の書面による同意なく、本規約上の地位または会員資格に基づき付与される権利・義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡、貸与、移転、担保設定およびその他の処分をしてはならない。

2. 会員は、研究成果等を無断で転載・再配布してはならない。

第4章 会員の義務

(基本義務) 第7条

会員は、次の各号の義務を負う。

- (1)会費の納入
- (2)当法人の活動目的への理解
- (3)公序良俗に反しない行為
- (4)ロゴおよび資料の適切な利用
- (5)秘密保持義務（秘密情報（第21条に定義する。）の扱い）

第5章 入会・更新・退会

(入会) 第8条

1. 会員になろうとする者（以下「申込者」という。）は、本規約の内容を確認し、当法人に対し、当法人所定の申込書を提出し、本制度への入会を申し込むものとする。当該申込者は、当該申込みにより、本規約に同意したものとみなす。

- 2. 当法人は、前項の申込みに係る申込内容を確認し、適当と認めた場合に限り、申込者に対し、当法人所定の方法により、当該申込者の入会を承認する。
- 3. 申込者が本規約に同意し、当法人に対して会費を入金したことをもって、会員資格が発効し、会員と当法人との間に、本規約を内容とする契約（以下「本契約」という。）が成立する。

(期間) 第9条

会員資格は、原則として1年間とし、会員が異議を述べない限り、会員資格は同一条件で1年間自動更新される。

(退会) 第10条

会員は、書面または電子メールにより、当法人に対して退会を申し出ることができる。

(資格停止・除名) 第11条

- 1. 当法人は、次の各号に該当する場合、会員に事前の通知なく、会員資格を停止または会員を除名することができる。
 - (1)会費の未納が継続する場合
 - (2)当法人の名誉・信用を著しく損なう行為があった場合
 - (3)本規約（利用申込時に別途定める覚書等を含む。）に違反した場合
 - (4)会員が第20条に規定する反社会的勢力等に該当する場合
 - (5)債務超過・無資力、支払停止または支払不能の状態に陥った場合
 - (6)仮差押、差押、競売、破産手続開始、会社更正手続開始、民事再生手続開始等の申立をし、または申立てをされた場合、または公租公課等の滞納処分を受けた場合
 - (7)当法人の運営、本制度もしくは他の会員の利用を妨害し、もしくはそれらに支障をきたす行為を行った場合、またはそのおそれがある場合
 - (8)その他当法人が会員を不適当であると合理的に判断した場合
- 2. 前項に基づき会員資格が停止または会員が除名となった場合であっても、これにより会員が被った損害について、当法人は責任を負わない。
- 3. 会員資格を停止または会員を除名するにあたって、法令による場合を除き、当法人は会員から提供されたデータの保存および転送等を行う義務を負わず、削除または破棄することができる。

第6章 会費

(会費と支払方法) 第12条

- 1. 会費は年額（税別）とし、会員は当法人が指定する方法で会費を支払う。当法人は、会員の退会および資格停止・除名その他のいかなる場合においても、会費の返金は行わない。
- 2. 当法人は、社会状況、経済情勢の変化、税制や法令の変更その他の諸般の状況の変化等の事由があると判断した場合、会費を改定することができるものとする。

第7章 知的財産権および情報等の取扱い

(個人情報保護) 第13条

当法人は、当法人が取得する会員の個人情報の取扱いに関し、当法人が別途定める「個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）」に従うものとする。

(研究協力データ) 第14条

当法人は、会員が当法人に対して提供するデータは、当法人の研究活動に限り利用され、個人を特定する形で公開しない。

(知的財産権等) 第15条

本制度または当法人の研究活動に関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）、営業秘密、ノウハウ、アイデア、ビジネスモデルおよびこれらを変更・翻案・編集等して得られた一切の権利および利益ならびに会員から提供された提案・アイデア・フィードバック等に関する一切の権利および利益は、当法人に帰属するものとする。

第8章 本規約の改定

(改定手続) 第16条

- 1. 当法人は、会員の個別の同意がなくても、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本規約の変更の効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨、本規約の変更の内容およびその効力発生時期を当法人が運営する所定のウェブサイト等への掲載による公表その他適切な方法で周知することにより、本規約を変更することができる。
 - (1)変更の内容が会員の利益に適合する場合
 - (2)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情等に照らし、合理的なものである場合
- 2. 会員は、当法人が前項に基づく変更を行うこと、および前項により本規約または個別規約の変更が行われた場合には、変更後の本規約または個別規約に従うことをあらかじめ承諾するものとする。

3. 当法人は、本規約または個別規約を変更する場合には、当該変更内容および変更の効力発生日を、当法人が運営する所定のウェブサイト等に掲載することで会員に事前に周知するものとする。

第9章 その他

(表明保証および免責) 第17条

1. 当法人は、いかなる意味においても、本制度について、特定の目的への適合性、期待する成果の実現性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、一切保証せず、これに関する責任を一切負わない。
2. 会員が当法人から直接または間接に、本制度、他の会員その他の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、当法人は会員に対し本規約において規定されている内容を超えていかなる保証も行うものではない。
3. 会員は、本制度を利用することができ、会員に適用のある法令または業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当法人は、会員による本制度の利用が、会員に適用のある法令等、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではない。

(当法人の責任) 第18条

1. 会員は、本規約のいずれかの条項への違反または本制度の利用に関連した会員の責めに帰すべき事由により、当法人に損害（弁護士費用を含む。）を与えた場合、当法人に対しその損害を賠償しなければならない。
2. 会員が、本制度の利用に関連して第三者からクレームを受けまたはそれらの者との間に紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当法人に通知するとともに、会員の費用と責任において当該クレームまたは紛争を処理し、当法人からの要請に基づき、その経過および結果を当法人に報告するものとする。
3. 会員による本規約のいずれかの条項への違反または本制度の利用に関連した会員の責めに帰すべき事由により、当法人が、第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、当法人に故意または重大過失がある場合を除き、会員は当該請求に基づき当法人が当該第三者に支払うこととなる金額を賠償しなければならない。
4. 会員が会費の支払いその他本規約に基づく債務の履行を遅滞した場合、会員は年14.6%の割合による遅延損害金を当法人に支払うものとする。

(不可抗力) 第19条

当法人は、天災、台風、地震、停電、火事、労働争議、騒乱、伝染病、法令等の制定・変更、政府、関連省庁もしくは地方公共団体による条例、規則、通達、命令、処分、行政指導その他当法人の管理の及ばない不可抗力による本規約上の債務不履行または債務履行の遅延につき何ら責任を負わないものとする。

(反社会的勢力等の排除) 第20条

1. 会員は、当法人に対し、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロおよび特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるもの（以下統称して「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。
(1)自己の取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長もしくはこれらに準ずる者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等であること、または反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
(2)反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてする等、不正に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
(4)反社会的勢力等に対して反社会的勢力等であることを知りながら資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
(5)反社会的勢力等に自己の名義を使用させ、本制度を利用すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
(5)その他前各号に準ずる行為

(秘密保持) 第21条

会員は、本制度に関連して知り得た当法人の事業等に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、厳に秘密として保持する。ただし、次に掲げる情報は秘密情報から除外される。

- (1)当法人が開示した際に既に公知であった情報
(2)当法人が開示した後に会員の責めによらないで公知となった情報
(3)当法人が開示した際に既に会員が秘密保持義務を負うことなく保持していた情報
(4)会員が秘密保持義務を負うことなく独自に第三者から入手した情報
(5)会員が当法人から開示された情報によらずして独自に開発した情報

(禁止事項) 第22条

1. 会員は、自らまたは第三者をして、本制度に関連して次の各号に定める行為を行ってはいけない。
(1)当法人に対して虚偽の事実を告知する行為あるいは第三者に成ります行為
(2)本制度に基づき当法人から提供された情報および本制度を本制度の目的以外のために使用する行為
(3)当法人または他の会員その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含みます。）
(4)当法人または第三者に不利益もしくは損害を与える行為またはそのおそれのある行為
(5)不當に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為またはそのおそれのある行為
(6)本規約や法令等または当社もしくは申込者が所属する業界団体の内部規則に違反し、もしくは犯罪行為に関連する行為や公序良俗に反する行為またはそれらのおそれのある行為
(7)他の会員の利用を妨害する行為またはそのおそれがある行為
(8)コンピュータ・ウィルス等の有害なプログラムを使用し、もしくは送信する行為、またはそのおそれのある行為
(9)当法人のシステムへの不正アクセス、それに伴うプログラムコードの改ざん、位置情報を故意に虚偽、通信機器の仕様その他アプリケーションを利用してのチート行為、コンピュータ・ウィルスの頒布その他本サービスの正常な運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
(10)本制度に関し利用しうる情報を改竄する行為
(11)本制度に関連する資料、マニュアル等を複製する行為およびこれらを譲渡する行為
(12)反社会的勢力等へ利益を供与する行為
(13)前号に定めるものの他、当法人による業務の遂行、本サービスの運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
(14)その他当法人が不適切であると判断し、会員に通知した行為

2. 会員は、本条の違反に関連して当法人に生じた損失、費用、賠償または第三者から当法人への請求について、自己の費用と責任のもとで解決し、当法人を補償し、および防御する。これには、会員による本制度の利用に関連して第三者が本条に違反する行為を行った場合、当該第三者に対し、当該行為を是正するための措置をとることを含むものとする。

3. 当法人は、会員が本条を遵守していないと判断した場合、または本規約を遵守しなかった結果第三者からの請求が発生した事実を知った場合、会員への事前の通知なしに、会員が送信もしくは表示する情報の一部もしくは全部の削除もしくはアクセス禁止等、当法人が適当と判断するあらゆる措置を講ずることができる。

(連絡および通知) 第23条

本制度に関する問い合わせその他の会員から当法人に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他当法人から会員に対する連絡または通知は、当法人所定の方法で行うものとする。

(完全合意) 第24条

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当法人と会員との完全な合意を構成し、口頭または書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当法人と会員との事前の合意、表明および了解に優先する。

(分離可能性) 第25条

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当法人および会員は、当該無効もしくは執行不能の条項または部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効もしくは執行不能な条項または部分の趣旨並びに法律的および経済的に同等の効果を確保できるように努める。

(存続規定) 第26条

本契約の有効期間は、本契約成立時から退会または除名等による本契約終了時までとする。第6条（権利譲渡等）、第15条（知的財産権等）、第17条（表明保証および免責）から第19条（不可抗力）、第23条（連絡および通知）から第28条（協議解決）の規定は本契約終了後も有効に存続するものとする。

(準拠法および管轄裁判所) 第27条

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因したまたは関連する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議解決) 第28条

会員および当法人は、本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。

附則

(施行日) 第29条

本規約は、2025年12月1日より施行する。